

治山施設等の名称 「土石流から住民を守る眉山地区治山事業」

所在地 長崎県島原市

工事期間 大正5年～平成11年

(工事期間は眉山7溪の工事がほぼ終了した時期とし、現在工事は0溪から6溪を中心に実施中)

施設・工法の概要 治山ダム工、流路工等

解説(要約)

雲仙・普賢岳を擁する島原半島は、火山噴火活動に伴う火砕流や豪雨による土石流により繰り返し被害を受けてきた。大正3年の大洪水による災害を契機に、眉山地区の治山事業の重要性が認識され、大正5年、近代的な治山事業が実施されることになった。

解 説

大正5年から始まった近代的な治山事業は戦時中、一時中断したが、崩壊の拡大や既設構造物の埋没等があり、昭和23年から治山事業が再開された。

昭和32年の豪雨による眉山地区大災害を機に眉山崩壊に対する治山・治水の総合計画樹立の要望が高まり、昭和35年に国や県、学識経験者等により「眉山崩壊対策専門委員会」が設置され、この委員会の提言を受けながら治山事業を推進することとなった。

平成2年の雲仙・普賢岳の噴火活動においても、眉山の山体変動が注目を集めるとともに、噴火以降、火山灰の堆積した各溪流は、降雨のたびに土石流を発生させた。特に、眉山6溪下流においては、住家等が土砂に埋まるなどの被害をもたらした。このため、治山ダム、護岸工及び流路工を組み合わせた治山施設としては、全国有数の大規模治山工事が施工された。

眉山は、寛政4年の雲仙・普賢岳の火山性地震により山体の6分の1が大崩壊(島原大変)を起こし、その崩壊土塊が一気に有明海へ流入し津波を引き起こし、対岸の肥後国(現在の熊本県)まで被害を及ぼした(肥後迷惑)とされている。地質は角閃石デイサイト溶岩や碎屑岩で、火山作用によって深層風化を受け、基岩は不規則な節理に富み、崩壊を促進している。このため、継続的な治山事業が永きに亘って実施されてきた。

推 奨

島原市長

今日まで、永きに亘って実施されてきた治山事業の成果が災害の未然防止と地域住民の安全・安心につながっている。



(眉山全景)



(眉山6溪の整備状況)



(眉山6溪の整備状況)